

様式第16 (第15条関係)

特許  
印紙

手 数 料 補 正 書

(平成 年 月 日)

( 円)

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示
- 2 補正に係る書類名
- 3 補正をする者  
住所(居所)  
氏名(名称) ⑩
- 4 代理人  
住所(居所)  
氏名(名称) ⑩
- 5 補正命令の日付

[備考]

- 1 特許印紙をはるときは、不足手数料の額とし、特許印紙の下にその額を括弧をして記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「5 補正命令の日付」の欄の次に「6 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 2 「補正に係る書類名」の欄には、「審判請求書」のように補正をする書類を記載する。
- 3 「氏名(名称)」は、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載し、代表者の印を押す。
- 4 その他は、様式第13の備考1から3まで、6、11及び13から15まで並びに様式第15の備考1及び4と同様とする。